

2022年10月31日 9時09分

東京法務局 法務部

NO. 2269 P. 2

印紙  
印紙

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原 告 大川原化工機株式会社 ほか5名

被 告 国 ほか1名

### 準備書面(3)

令和4年10月31日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

井 上 恵理子

古 川 善 優

西 方 俊 平

第1 殺菌の方法に関する原告らの主張に理由がないこと	6
1 法令の文言解釈に関する原告らの主張に理由がないこと	6
(1) 「(1) 本件要件ハの「殺菌」はAGの規制要件である「disinfected」を翻訳したものであるから、これと同義と解するのが立法者意思に適うこと」(原告第1準備書面5ないし7ページ)との主張について	6
ア 原告らの主張の概要	6
イ 被告国の反論	6
(2) 「(2) AGの規制要件である「disinfected」は、クロスフロー過器における同一の規制要件と同義であること」(原告第1準備書面7ないし10ページ)との主張について	8
ア 原告らの主張の概要	8
イ 被告国の中論	8
2 法令の趣旨に関する原告らの主張に理由がないこと	9
3 本件通達に関する原告らの主張に理由がないこと	9
(1) 「運用通達は法令ではない」(原告第1準備書面11ページ)との主張について	9
ア 原告らの主張の概要	9
イ 被告国の中論	10
(2) 「経済産業省自身、本件通達解釈に従った運用をしていない」(原告第1準備書面11ないし13ページ)との主張について	10
ア 原告らの主張	10
イ 被告国の中論	11
(ア) 前記主張の根拠①について	11
(イ) 前記主張の根拠②について	11
(ウ) 前記主張の根拠③について	11

(イ) 前記主張の根拠④について .....	12
(オ) 前記主張の根拠⑤について .....	13
(カ) 小括 .....	14
第2 殺菌の対象に関する原告らの主張に理由がないこと .....	14
1 原告らの主張の概要 .....	14
2 被告国(反論) .....	14
第3 曝露防止構造の要否に関する原告らの主張に理由がないこと .....	15
1 原告らの主張の概要 .....	15
2 被告国(反論等) .....	15
(1) 前記主張①について .....	15
(2) 前記主張②について .....	16
第4 本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定に関する原告らの主張に理由がないこと .....	17
1 アイエスジャパン技術営業部本部長の供述内容の信用性等に関する原告らの主張について .....	17
(1) 原告らの主張の概要 .....	17
(2) 被告国(反論) .....	17
2 乾燥室測定口の存在の把握容易性に関する原告らの主張について .....	20
(1) 原告らの主張の概要 .....	20
(2) 被告国(反論) .....	20
3 噴霧乾燥器内部の温度等に関する原告らの主張に理由がないこと .....	21
(1) 原告らの主張の概要 .....	21
(2) 被告国(反論) .....	22
4 「原告会社関係者が、警視庁公安部の取調べにおいて、測定口が温度の上がりづらい箇所であることを供述していたことについて、警視庁公安部は認識	

し又は容易に認識し得たこと」(原告第1準備書面32ないし36ページ) との主張について .....	26
5 「仮に [ ] 検事に対し、本件各起訴前の時点で、乾燥室測定口の温度が上 がりづらいことを指摘した者がいなかったとしても、かかる事実をもって、 [ ] 検事において乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所と認識できなかっ たことが正当化されないこと」(原告第1準備書面36ないし38ページ) との原告らの主張について .....	26
(1) 原告らの主張の概要 .....	26
(2) 被告国の反論 .....	27
第5 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことに関する原告らの主張に理由がないこと .....	29
1 「(1) 総論」(原告第1準備書面40及び41ページ)における原告らの主 張について .....	29
(1) 原告らの主張の概要 .....	29
(2) 被告国の反論 .....	30
2 「(2) 被告らが主張する大学教授その他の有識者からの聴取は、いずれも、 粉体化された殺菌を用いた実験を実施しなかったことの合理性を担保する特 段の事情には該当しないこと」(原告第1準備書面41ないし44ページ) における原告らの主張について .....	33
(1) 原告らの主張の概要 .....	33
(2) 被告国の反論 .....	33
3 「(3) 原告大川原はじめ複数の有識者の聴取内容から、噴霧乾燥器により粉 体化された細菌を用いた実験を実施する必要性があることについては認識し又 は容易に認識し得たこと」(原告第1準備書面44ないし47ページ)における 原告らの主張について .....	35

2022年10月31日 9時10分

東京法務局 調査部

NO.2269 P. 6

第6 結語

35

被告国は、本準備書面において、令和4年6月30日付け原告らの第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で認否及び反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

### 第1 納入の方法に関する原告らの主張に理由がないこと

#### 1 法令の文言解釈に関する原告らの主張に理由がないこと

(1) 「(1) 本件要件ハの「殺菌」はAGの規制要件である「disinfected」を翻訳したものであるから、これと同義と解するのが立法者意思に適うこと」（原告第1準備書面5ないし7ページ）との主張について

##### ア 原告らの主張の概要

原告らは、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができる」との記載は、AG合意の「capable of being sterilized or disinfected」を翻訳したものであるから、本件要件ハの「殺菌」の解釈に当たっては、AG合意の「being disinfected」（消毒されること）と同義に解するのが文言解釈として相当であるなどと主張し、かかる主張を裏付ける証拠として、経済産業省職員である[ ]（以下「訴外[ ]」という。）が平成24年12月19日に原告島田らに対して送信したメール及びその添付資料（甲127の1及び2）を挙げる（原告第1準備書面5ないし7ページ）。

##### イ 被告国の反論

被告国準備書面(1)10ページで述べたとおり、AGを始めとする国際輸出管理レジームの合意事項は、法的拘束力を持つものではなく、その趣旨を踏まえつつ、参加国・地域の裁量に基づいて、参加国・地域がそれぞれ適切に国内法に反映させることが原則であり、実際、AGにおいても、そのガイドラインに、「8. 加盟国政府は、以下の裁量権を留保する：(a)

移転に際して必要とされる追加の条件を適用する。(b)これらのガイドラインをAG規制リストに記載されていない品目に適用する。(c)条約義務と整合した公共政策による他の理由のために輸出を制限する措置を適用する。」と記載されているところである(丙28・4枚目)。

したがって、原告らの前記主張はその前提を誤っており、理由がない。

なお、原告らは、訴外[ ]が平成24年12月19日に原告島田らに送信したメール及びその添付資料(甲127の1及び2)の記載内容をもって、経済産業省はAG合意の規制要件と異なる独自の意義を有する用語として「殺菌」を用いる意思がなかったなどと主張する(原告第1準備書面7ページ)。しかし、訴外[ ]が平成24年12月19日に原告島田らに送信した前記メール(甲127の1・1枚目)には、「政省令等案については、オーストラリア・グループの噴霧乾燥機(ママ)の規制テキスト(英文)をある程度日本語に翻訳したものとなっております」と記載され、合意された規制内容を翻訳するに当たり、必ずしも同義ではなく、「ある程度」との留保が付記されているほか、「一部、意図的に翻訳していない箇所もあります」と記しているように、AG合意の規制要件と必ずしも同義には解きないことが前提となっている内容が含まれている。また、原告らは、前記メールの添付資料(甲127の2)の「解釈案」の欄に、「水分蒸発量」及び「平均粒子径」と異なり、「殺菌」に関する解釈案が記載されていないことをもって、「経済産業省が、AGで合意された規制要件と異なる独自の意義を有する用語として「殺菌」を用いる意思がないことは明らかである。」と主張するが(原告第1準備書面7ページ)、「解釈案」の記載は、同欄の「※」に記載されているように、「貨物のスペックを補足する情報」を記載したもの、つまり、貨物の仕様に関する補足情報を記載しているにとどまるのであって、同欄に、殺菌の方法が明記されていな

いとしても、それは「貨物のスペック」に関する補足情報ではないため記載していないと解されるのであり、原告らの主張は、明らかな論理の飛躍であって、理由がなく、前記メールは、原告らの主張の根拠たり得るものではない。

(2) 「(2) AGの規制要件である「disinfected」は、クロスフローろ過器における同一の規制要件と同義であること」(原告第1準備書面7ないし10ページ)との主張について

#### ア 原告らの主張の概要

原告らは、AGリストにおいて、クロスフローろ過装置の規制要件において「capable of being sterilized or disinfected」との文言が用いられており、クロスフローろ過装置のテクニカルノートが訴状17ページの英文のとおり定められていること、訴外■が原告会社の関係者らに送信したメール(甲128及び甲129の1)の内容からすれば、AGリストにおける噴霧乾燥器の規制要件の「capable of being sterilized or disinfected」との文言は、AGリストにおけるクロスフローろ過装置の規制要件の「capable of being sterilized or disinfected」と同義に解すべきところ、この「disinfected」は、「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の微生物の感染能力を破壊することを意味する」ものであることから、噴霧乾燥器に関する本件要件ハの「殺菌」についても「薬液消毒」を指すことは明らかであって、乾熱による方法は含まれない旨主張する(原告第1準備書面7ないし10ページ)。

#### イ 被告国の反論

原告らの前記主張の趣旨は、AGリストの規制要件をそのまま我が国の国内法に反映すべきであるとの点にあると理解されるが、この点については、前記(1)イで述べたとおり、理由がない。

なお、原告らがその主張の根拠とする訴外 [ ] のメール（甲128及び甲129の1）について付言するに、訴外 [ ] は、原告らの要望を受けて、AGに対し、規制対象となる噴霧乾燥器を蒸気滅菌可能な噴霧乾燥器に限定することを提案したものの、この提案は受け入れられず、その後、訴外 [ ] は、原告島田らに対し、かかる提案が受け入れられなかつたことや規制対象となる噴霧乾燥器の滅菌・殺菌方法については限定を加えないこととした旨を伝えているのであるから（丙A17・13ないし19ページ）、訴外 [ ] のメールは原告らの主張の根拠とはなり得ない。

## 2 法令の趣旨に関する原告らの主張に理由がないこと

原告らは、我が国において、国際輸出管理レジームの参加国のうち、他国で規制されていない貨物等を独自に規制することは意味がなく、他国で規制されていない貨物等の輸出を独自に規制するような解釈は、「本来自由であるべき経済活動に「最小限度の制限」を加える」といった外為法等の法令の趣旨を逸脱するものであり、許されないと主張する（原告第1準備書面10及び11ページ）。しかし、そもそも、国際輸出管理レジームの合意事項は法的拘束力を持つものではないし（被告準備書面(1)10ページ）、他国で規制されなければ、我が国で規制できないなどとすることは、独立した国家である我が国の主権を否定するものといわざるを得ず、理由がないことは明らかである。

## 3 本件通達に関する原告らの主張に理由がないこと

- (1) 「運用通達は法令ではない」（原告第1準備書面11ページ）との主張について

### ア 原告らの主張の概要

原告らは、本件通達について、法令上の根拠もなく国際合意と異なる解釈をすることは許されないと主張する（原告第1準備書面11ページ）。

#### イ 被告国の反論

原告らの前記主張は、A G合意の内容を国内法化するに当たっては、A Gリストの規制文言を忠実に反映する必要があるとの見解を前提とするものであると解されるが、前記1(1)イで述べたとおり、かかる原告らの主張に理由がないことは明らかである。

なお、いうまでもなく、本件要件ハを含む貨物等省令については、所管行政庁である経済産業省が有権解釈権を有している。

#### (2) 「経済産業省自身、本件通達解釈に従った運用をしていない」(原告第1準備書面11ないし13ページ)との主張について

##### ア 原告らの主張

原告らは、経済産業省は本件通達解釈に従った運用をしてこなかったなどと主張し、その根拠として、①訴外[ ]が平成24年12月19日に原告島田らに対し、貨物等省令の改正案をメール(甲127の1及び2)で送信した際、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に関する解釈について一切言及しなかったこと、②輸出管理品目ガイダンス(甲6)において、本件通達の「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に関する解釈が噴霧乾燥器にも適用される旨の記載がなされていないこと、③令和2年1月頃まで経済産業省が作成したマトリクス表(甲11)の噴霧乾燥器の欄に本件通達解釈による旨の記載がなかったこと、④C I S T E C作成の「輸出規制の品目リスト 日-EU対比表」(甲131の2。以下「EU対比表」という。)のクロスフロー過装置及び噴霧乾燥器の欄において、EUにおける規制が我が国の規制と異なる旨の記載がされていないこと、⑤経済産業省は、噴霧乾燥器に関する輸出規制を強化する提案がA G加盟国からされた平成28年5月時点において、本件要件ハの確定的な解釈を有していなかったことなどを挙げる(原告第1準備書面11な

いし 14 ページ)。

#### イ 被告国の反論

##### (7) 前記主張の根拠①について

前記 1 (2) イで述べたとおり、訴外 [ ] は、平成 24 年 1 月 19 日に原告島田らに対し、甲 127 の 1 のメールを送信した後、規制対象となる噴霧乾燥器の滅菌・殺菌方法について限定を加えないこととした旨を原告島田らに伝えていることから（丙 A 17, 13ないし 19 ページ）、原告らの前記主張の根拠①は、経済産業省が本件通達に従った運用をしてこなかったことの根拠とはなり得ない。

##### (4) 前記主張の根拠②について

被告国準備書面 (1) 17 ページで述べたとおり、C I S T E C が発行する輸出管理品目ガイダンスの内容は、経済産業省が監修したものではなく、同ガイダンスに記載されている内容のうち、本件通達等により経済産業省が示している解釈等以外は経済産業省の見解ではないから、同ガイダンスの記載内容をもって、経済産業省が本件通達解釈に従った運用をしてこなかったことの根拠とはなり得ない。

##### (9) 前記主張の根拠③について

原告らは、前記主張の根拠③において、マトリクス表の噴霧乾燥器の欄に本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として本件通達解釈が追記されたのは令和 2 年 1 月頃であるなどと主張するが、被告国準備書面 (1) 15 及び 16 ページで述べたとおり、かかる追記がされたのは令和元年 12 月 13 日であるから、原告らはその主張の前提を誤っている。

この点をおくとしても、飽くまでも、通達の内容を個々の規制品目ごとに整理して解釈を示すことで輸出者の参考に供するという位置づけに

とどまるマトリクス表における追記が遅れたからといって、そのこと自体から、経済産業省が本件通達に従った運用をしてこなかったことの根拠とはなり得ない。

なお、本件通達の平成16年改正に併せ、マトリクス表のクロスフロー過装置の欄に、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の用語の意味として本件通達解釈の内容が記載され、その後、平成25年10月の輸出貿易管理令等の改正により、新たに噴霧乾燥器を規制対象とした際、クロスフロー過装置に関する前記用語と同様に、本件要件ハとして「滅菌又は殺菌をすることができるもの」と規定されたところ、同じ用語を使用し、特に異なる解釈を示していない以上、同様の解釈・運用がされていると解されることは、被告国準備書面(1)15及び16ページ等でこれまで述べてきたとおりである。

#### (I) 前記主張の根拠④について

原告らの前記主張の根拠④は、EUにおけるクロスフロー過装置及び噴霧乾燥器の規制内容が、我が国におけるクロスフロー過装置及び噴霧乾燥器の規制内容と異なるものであることを前提とするものと解されるが、原告らはそもそもEUにおけるクロスフロー過装置及び噴霧乾燥器の規制内容について何ら明らかにしていないので、主張の前提を欠いている。

この点をおくとしても、原告らは、経済産業省がCITEC作成のEU対比表の内容を「チェック」している旨主張するが（原告第1準備書面13ページ）、「経済産業省のチェック」というものが具体的に何を意味するか不明である上、そもそも経済産業省はEU対比表の内容を監修していないから、EU対比表の記載内容をもって、経済産業省が本件通達解釈に従った運用をしてこなかったことの根拠とはなり得ない。

さらに言えば、経済産業省のインターネットホームページ上にEU対比表（なお、同ホームページ上においては、「EU規制番号対比表」と表記されている。）が掲示されているものの、「使用にあたっての注意事項」として、「経済産業省はその完全性、正確性等にいかなる保証をするものではありません。」、「経済産業省は、対比表の使用、閲覧等に起因、または関連して生じたいかなる損害、損失、費用等について、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。」、「対比表の使用、閲覧等に起因、または関連して生じたいかなる法令等違反について、利用者は免責とはなりませんので、安全保障貿易管理にあたっては、必ず、適用される最新の法令等を御確認ください。」と明記していること（丙29）、CISTECのホームページにも「具体的な規定内容の対比については、政省令等やEU規制の文言を精査のうえ、ご自身で行ってください。」と明記されていること（甲131の1・1枚目）からすれば、EU対比表の記載内容が貨物等省令についての経済産業省の解釈を示すものではないことは明らかである。

(イ) 前記主張の根拠⑤について

原告らは、平成28年5月27日付で、[ ] 氏（以下「[ ] 氏」という。）が、原告会社に対し、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器の仕様等を質問あるいは照会した書面（甲132の2）の記載内容をもって、経済産業省は平成28年5月時点において、本件要件ハに関し、確定的な解釈を有していなかったなどと主張する（原告第1準備書面13及び14ページ）。

しかし、[ ] 氏が、平成28年5月27日頃、原告会社に対し、前記書面（甲132の2）に記載された事項を質問あるいは照会したのは、AG加盟国からの要請に基づき、我が国内の事業者の該非判定基準を調

査する必要が生じたことに基づくものであり（丙A 18・10ページ。なお、念のため付言するに、特定重要貨物等に該当する噴霧乾燥器を輸出する事業者は、特定重要貨物等輸出者等が遵守すべき基準として該非確認に係る手続を定めることとされている（外為法55条の10第1項、輸出者等遵守基準を定める省令（平成21年経済産業省令第60号）1条2号ハ）。）、この時点において経済産業省が本件要件ハの解釈を有していなかったことを表す根拠とはなり得ない。

本件要件ハについての経済産業省の解釈は、令和4年4月28日付け被告国準備書面(2)（以下「被告国準備書面(2)」という。）7ないし9ページで述べたとおりであり、これは、平成28年5月当時も同様であった。

#### (カ) 小括

以上のとおりであるから、原告らの前記主張の根拠①ないし⑤は、いずれも原告らの主張の根拠とはなり得ないため、理由がない。

### 第2 殺菌の対象に関する原告らの主張に理由がないこと

#### 1 原告らの主張の概要

原告らは、概要、①噴霧乾燥器に関するAG合意の内容のうち、「capable of being disinfected」との文言は、全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを意味しており、国内法においても、かかるAG合意の内容が斟酌されるべきであること、②他国において規制されていない貨物等の輸出を我が国において独自に規制するような解釈は、法令の趣旨を逸脱するものであり許されないと主張する（原告第1準備書面17及び18ページ）。

#### 2 被告国の反論

この点、被告国準備書面(1)10ページ及び前記第1の1(1)イで述べたとお

り、AG合意は法的拘束力を持つものではなく、AG合意の内容の適用については、参加国・地域の裁量に委ねられていることから、AG合意の文言をそのまま国内法において忠実に反映すべきとする原告らの前記主張①は理由がないことが明らかである。

また、原告らの前記主張②も、前記第1の2で述べたとおり、理由がないことが明らかである。

### 第3 曝露防止構造の要否に関する原告らの主張に理由がないこと

#### 1 原告らの主張の概要

原告らは、概要、①作業者が運転時又は運転後の製品回収時に曝露してしまうのであれば、本件要件ハを設けた意味がないなどと主張するほか、②C I S T E C 発行の輸出管理品目ガイダンスの記載内容のほか、同ガイダンスの改訂が予定されており、経済産業省の職員がその改訂作業に関与していたことなどから、経済産業省は、規制対象品として曝露防止構造を有する噴霧乾燥器を想定していたなどと主張する（原告第1準備書面18及び19ページ）。

#### 2 被告國の反論等

##### (1) 前記主張①について

この点については、被告國準備書面(1)11ページで述べたとおり、本件要件ハの趣旨が噴霧乾燥器を用いて粉体化した細菌等の微生物の製造前後における作業者の曝露防止にあるものの、同書面12ページで述べたとおり、本件要件ハは、曝露防止構造を有することを規制要件とするものではない。仮に曝露防止構造を有することを規制要件とするのであれば、それを明示した規定を設けることとなる。また、噴霧乾燥器自体に曝露防止構造が備わっていなくても、作業者の曝露を防止するための方策は存することから（例えば、防護服を着用することや、物理的な封じ込めを行った施設内で噴霧乾燥器を

使用すること等)、原告らの前記主張①はその前提を誤ったものであり、理由がない。

(2) 前記主張②について

原告らの前記主張②のうち、C I S T E C が輸出管理品目ガイダンスに記載された本件要件ハの解釈の改訂を行うことを検討していたとの証拠はない。また、同改訂作業に経済産業省の職員が「関与」していたとの点については、「関与」が具体的に何を意味するのかは明らかにされていないものの、経済産業省の職員がC I S T E Cに対し、同改訂作業を行うよう指示するなどした事実は確認できないし、経済産業省が輸出管理品目ガイダンスを監修あるいは共著しているものでもない。

原告らは、同改訂作業に経済産業省の職員が関与していたことの証拠として経済産業省職員の名刺の写し(原告らは、証拠の引用として、甲130の2・3枚目を挙げるが(原告第1準備書面19ページ)、甲132の2・3枚目の誤記と解される。)を指摘するが、この名刺の写しの存在が、経済産業省が前記改訂作業に関与していたことの証拠となり得るものではない。

そして、被告国準備書面(I)16及び17ページで述べたとおり、C I S T E C が発行する輸出管理品目ガイダンスの内容は、経済産業省が監修したものではなく、同ガイダンスに記載されている内容のうち、本件通達等により経済産業省が示している解釈等以外(ガイダンス中の本件要件ハに関する記載も含まれる。)は、経済産業省の見解ではないから、輸出管理品目ガイダンスの記載内容はもちろん、仮に同ガイダンスの改訂が予定されていたとしても、そのことをもって、経済産業省において曝露防止構造を有する噴霧乾燥器のみを規制対象として想定していたとはいえない。よって、原告らの主張は理由がない。

第4 本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所の特定に関する原告らの主張に理由がないこと

1 [REDACTED] 技術営業部本部長の供述内容の信用性等に関する原告らの主張について

(1) 原告らの主張の概要

原告らは、警視庁公安部警察官が [REDACTED] 技術営業部本部長から平成30年3月12日及び令和元年7月5日に聴取した内容（丙4・添付資料6及び丙10・添付資料9）は、飽くまでも一般論を述べたものにすぎず、同社が噴霧乾燥器を保有するユーザーでないことからしても、同社は噴霧乾燥器における最低温箇所（コールドスポット）について十分理解しておらず、最低温箇所に関する同社技術営業部本部長の供述は信用できるものではなかったにもかかわらず、[REDACTED] 検事は、[REDACTED] 技術営業部本部長からの聴取内容のみを根拠に、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を特定しており、その特定過程に合理性は認められない旨主張する（原告第1準備書面21ないし25ページ）。

(2) 被告国の反論

ア [REDACTED] 検事が本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所を特定したのは、[REDACTED] 技術営業部本部長からの聴取結果のみを根拠としたものではないから、原告らの前記主張はその前提を誤っており、理由がない。

すなわち、被告国準備書面(2)26ないし28ページ及び31ないし33ページで述べたとおり、[REDACTED] 検事は、①第1事件の噴霧乾燥器（R.L.-5型）につき、[REDACTED] 技術営業部本部長からの平成30年3月14日付け聴取結果報告書により、噴霧乾燥器内部の「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部（回収容器との接合部分）」及び「バグフィルタの回収容器との接合部分」の温度を測定すれば、同噴霧乾燥器内部の

最低温箇所が特定できることを把握し（丙4・添付資料6）、その上で、実際に、同型器を使用し、前記箇所以外の箇所も含めた合計10箇所に温度検知のためのサーモラベルを貼付して、乾燥室上部より噴霧乾燥器内部に向けて空運転で熱風を送り込む乾熱運転を行った結果、バグフィルタ下部の温度が最も低いと計測されたため、その実験結果に基づき、RL-5型内部における最低温箇所をバグフィルタ下部と特定し（丙4・添付資料7及び丙6）、②第2事件の噴霧乾燥器（L-81型）につき、RL-5型と異なり、バグフィルタ及び同フィルタ下部の製品回収容器が存在しないため、前記①の実験において、バグフィルタ下部の次に温度が低かった排風機の後方にある排気口奥に該当する排風機後にあるダクト内とその次に低かったサイクロン下部に温度記録計を取り付けて乾熱運転を行った結果、ダクト内の温度が最も低いと計測されたため、その実験結果に基づき、L-81型内部における最低温箇所を特定したものである（丙10・添付資料10及び丙14）。

したがって、[ ] 検事が、[ ] 技術営業部本部長からの聴取結果のみを根拠に、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を特定したことに合理性は認められない旨の原告らの前記主張は理由がない。

イ また、原告らは、[ ] が噴霧乾燥器のユーザーでなく、同社技術営業部本部長の供述内容が一般論に止まるなどとして、聴取内容が信用できないとも主張するが（原告第1準備書面23及び24ページ）、[ ] は、噴霧乾燥器等のシステム設計や機器の設置等を行うエンジニアリング会社であり（丙4・添付資料6及び丙10・添付資料9）、噴霧乾燥器の構造等に関する知見を有すると認められる上、警視庁公安部警察官が聴取を行ったのは、同社の技術部署を統括する立場にある技術営業部本部長であつて（丙4・添付資料6及び丙10・添付資料9）、

しかも、同技術営業部本部長は、R.L.-5型の噴霧乾燥器内部の最低温箇所につき、「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる。大型機など機種によっては、サイクロシやバグフィルタ内の下部である回収容器との接合部分が低くなるとも考えられるが、基本的には装置末端の排風機後の方が低くなるのではないかと思う。」（丙4・添付資料6）として、その知見に基づき、具体的な理由を付した上で、最低温箇所となる可能性のある箇所を具体的に挙げていたものであって、その供述内容に不自然・不合理な点は見当たらない。

したがって、[REDACTED]が噴霧乾燥器のユーザーでなく、同社技術営業部本部長の説明内容が一般論に止まるなどとして、警視庁公安部警察官による聴取内容が信用できないとする原告らの主張は理由がない。

ウ このほか、原告らは、警視庁公安部警察官が平成29年12月4日に[REDACTED]技術営業本部長から聴取した際、[REDACTED]技術営業部本部長が、乾熱作業を行う上で噴霧乾燥器内部において菌が死ににくい場所について、「器具と器具の間のパッキン部分」などと供述したことを持って、「[REDACTED]自身、当初から具体的にコールドスポットとなり得る場所を指摘していたことは明らかであった」、「本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口にはパッキン部分が存在することから、平成29年12月4日における[REDACTED]の供述は、乾燥室測定口が最低温箇所であることを暗に示すものでもあった。」などと主張する（原告第1準備書面24ページ）。

しかし、[REDACTED]技術営業部本部長が供述したという「器具と器具の間のパッキン部分」というのは、抽象的・多義的な表現であって、

噴霧乾燥器内部のどのような箇所を想定した供述なのか明らかではないから、「器具と器具の間のパッキン部分」との表現をもって、「乾燥室測定口が最低温箇所であることを暗に示すものでもあった。」との主張は、単なるこじつけにすぎずない。

また、この点をおくとしても、原告らが指摘する平成29年12月4日における[...]技術営業部本部長の供述に係る報告書は、本件各勾留請求時及び本件各起訴時において検察庁に送致されておらず、[...]検事による本件各起訴や本件各勾留請求の判断材料とはなっていないから、少なくとも被告国との関係においては、原告らの前記主張は当たらない。

## 2 乾燥室測定口の存在の把握容易性に関する原告らの主張について

### (1) 原告らの主張の概要

原告らは、原告会社が作成したRL-5型及びL-81型の噴霧乾燥器の見積用フローシート（甲135及び甲136）には、乾燥室の図面の横に「P.I.」「T.E.」という記号が記されているところ、これらの記号に関する定義資料（甲137）によれば、「P.I.」は圧力計、「T.E.」は温度計を意味し、インターネットで検索すれば前記記号の意味は検索可能であること（甲138）からすれば、前記フローシートの各記号の記載により、本件各噴霧乾燥器に乾燥室測定口が存在することは容易に認識し得たなどと主張する（原告第1準備書面27及び28ページ）。

### (2) 被告国の反論

噴霧乾燥器に係る基本図（見積用フローシート）である甲135及び甲136、あるいは、甲137及び甲138の資料の内容を前提としても、検察官において、これらの資料から読み取れるのは、RL-5型及びL-81型の噴霧乾燥器の乾燥室に圧力や温度を計測する仕組みがあることにとどまる

のであり、本件で問題となっているような形状の乾燥室測定口ないしこれと類する部位が存在することや、当該部位の温度が上がりづらい場所であることを容易に認識することができたとは認められないから、原告らの前記主張は理由がない。

なお、原告らは、甲135ないし甲137は、捜査機関に押収されたものである旨主張するが、被告国において、甲137が捜査機関に押収されたものであることは把握していない。

### 3 噴霧乾燥器内部の温度等に関する原告らの主張に理由がないこと

#### (1) 原告らの主張の概要

原告らは、① [ ] 技術営業部本部長の平成30年3月14日付け聴取結果報告書における「噴霧乾燥器で製品を作る際、温度が必要となる場所は乾燥室内だけであり、乾燥室以降は温度を上げる装置も無いため、装置末端の排風機に行くほど温度は下がると考えられる。」との供述（丙4・添付資料6）は、何らの客観的根拠に基づかない一般論を述べたものにすぎず、平成29年12月4日の聴取時における、乾熱作業を行う上で噴霧乾燥器内部において菌が死ににくい場所について「器具と器具の間のパッキン部分」であるという供述内容とも異なることから、平成30年3月14日付け聴取結果報告書に記載されている同人の供述内容は信用できず、また、②熱風によって噴霧乾燥器内部の表面温度が上がり、熱風が直接当たらない箇所や空気の循環が悪い箇所は温度が上昇しにくいということは、[ ] 検事らも理解しているはずであるところ、本件各噴霧乾燥器は、熱風が乾燥室上部から下部に向かって流れのに対し、乾燥室測定口は乾燥室外側に対して下から上に向かって細長く伸びており、かつ、袋小路のような構造になっていたことなどから、乾燥室に近い部位であっても構造によっては温度が上がりにくい場合があることを容易に認識し得たはずである、③亡相嶋、[ ]

【】らが、警視庁公安部警察官に対し、乾燥室測定口が温度が上がりづらい箇所であることを具体的に指摘していたのであって、【】検事が警視庁公安部に対して捜査内容を質したり、原告会社関係者に対して、本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所について積極的に取調べをしていれば乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを容易に認識し得たはずであるなどと主張する（原告第1準備書面28ないし32ページ）。

## (2) 被告国の反論

ア 原告らの前記主張①について、平成30年3月14日付け聴取結果報告書に記載されている【】技術営業部本部長の供述内容に信用性が認められることは前記1(2)イで述べたとおりであって、原告らの前記主張は理由がない。

イ また、原告らの前記主張②については、乾燥室測定口が乾燥室外側に対して下から上に向かって細長く伸びており、かつ、袋小路のような構造になっていると、なぜ温度が上がりづらいといえるのか、そもそも具体的な根拠が不明である。

ウ このほか、原告らは、前記主張③を含め、【】検事において、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを認識し又は容易に認識し得たなどとする主張するが、以下のとおり、かかる主張は理由がない。

(3) 被告国準備書面(2)26ないし28ページ及び31ないし33ページで述べたとおり、【】検事は、【】技術営業部本部長からの聴取結果や本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特定実験の結果等を踏まえて、最低温箇所を特定したのであって、その特定経過に不合理な点は見当たらない。

その上、被告国準備書面(2)35ないし39ページで述べたとおり、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口が、乾燥熱風が直接送り込まれる乾燥室

に付属していたこと、本件各起訴前の時点で、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを指摘した者はおらず（丙18及び丙19参照）、むしろ、原告会社のエンジニアリング部の部員及び部員代理を務める者等でさえ、取調べを担当した検事に対し、原告会社の噴霧乾燥器が機器内部に高温の空気を送り込むことができるので、これにより熱に弱い菌を殺すことができるところから、「殺菌」に該当するのではないかと心配していた旨供述したり（丙22・5ページ）、原告会社では30年くらい、噴霧乾燥器の機械内部の温度を計測したり、実験したことではない旨供述したり（丙20・3ページ）、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性があると思った旨供述したりしていたものである（丙21・10ページ）。

加えて、原告会社において営業部長を務めた経験もあり、原告会社の噴霧乾燥器の構造をよく把握している同社元取締役も、取調べを担当した検事に対し、第1事件の噴霧乾燥器を含む原告会社が製造する噴霧乾燥器について、「入口から出口までの機械内部に送り込む熱風の温度は、100度以上にすることができるので、内部の微生物を滅菌又は殺菌することができると言えます。」などと述べて本件要件ハに該当する旨供述し（丙A22・5及び6ページ）、原告会社のエンジニアリング部カスタマーソリューショングループのグループ員を務める者も、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当することを否定していなかった（丙A38・7及び8ページ）。これらの事情からすれば、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを[ ] 検事が容易に認識することができたとは認められない。

(イ) さらに、被告国準備書面(2)36ページで述べたとおり、原告大川原らは、本件各噴霧乾燥器の輸出に関し、外為法48条1項違反の嫌疑がか

けられていることを把握し、かつ、何度も検事の取調べを受けたにもかかわらず、検事に対し、いずれも、本件各噴霧乾燥器には乾燥室測定口が存在し、かつ、その場所の温度が上がりづらいことを供述することは一切なかった。

原告らの主張どおり、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを[ ] 検事において容易に認識できる状況であったというのであれば、本件各噴霧乾燥器を製造し、その構造を最も把握している原告大川原らは、当然そのことを明確に認識していたことになる。

それにもかかわらず、原告大川原らが、検事に対し、乾燥室測定口の場所の温度が上がりづらいことを供述をしていなかつたのは、原告大川原らでさえ、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを認識していなかつたことの何よりの証左である。

そうである以上、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であること[ ] 検事が容易に認識することができたとは到底認められない。

- (イ) そして、本件に関する捜査段階において、原告らの弁護人は、本件各起訴前から積極的な弁護活動をしており（丙A 4 6 参照）、仮に乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であることを容易に認識できたのであれば、当然、同弁護人においても、原告大川原らから報告を受けて、これを認識していたはずであり（このことは、原告らの主張どおり、原告会社関係者の複数の者が、警視庁公安部に対して、乾燥室測定口の温度が上がりにくいことを指摘していたというのであれば、尚更である。）、同弁護人とすれば、原告らの前記嫌疑を晴らすため、当然の弁護活動として、本件各起訴前に、[ ] 検事に対し、このことを指摘することも考えられるところ、同弁護人が[ ] 検事に対しそのような指摘をしたことはなかつた。

さらに、検察官は、令和2年5月18日に証明予定事実記載書（甲75）及び検察官請求証拠に係る証拠調べ請求書（甲89。かかる請求書において、検察官は、丙7（温度計測結果報告書）等の第1事件の噴霧乾燥器に係る最低温箇所特定に関する証拠（甲89・3枚目（番号9））を証拠請求している。）を提出し、この頃、原告らの弁護人は、これらの証拠の開示を受けたのであるから、遅くともこの頃、原告大川原ら及び原告らの弁護人は、第1事件に係る検察官の証拠構造を把握し、検察官が第1事件の噴霧乾燥器の最低温箇所をバグフィルタ下部と特定し、乾燥室測定口と特定しなかったことを認識し、また、同様に、検察官は、令和2年6月30日に証明予定事実記載書2（甲76）及び検察官請求証拠の証拠調べ請求書（甲90。かかる請求書において、検察官は、丙14（温度測定結果報告書）等の第2事件の噴霧乾燥器についての最低温箇所特定に関する証拠（甲90・3枚目（番号43））を証拠請求している。）を提出し、この頃、原告らの弁護人は、これらの証拠の開示を受けたのであるから、遅くともこの頃、原告大川原ら及び原告らの弁護人は、第2事件に係る検察官の証拠構造を把握し、検察官が第2事件の噴霧乾燥器の最低温箇所をダクト内と特定し、乾燥室測定口と特定しなかったことを認識したことになる。それにもかかわらず、被告国準備書面(1)26及び27ページで述べたとおり、原告らの弁護人は、少なくとも令和2年10月19日に乾燥室測定口の温度測定結果報告書（甲15及び甲16）を証拠調べ請求するまでの間、すなわち、検察官による証拠開示を受けて以降、第1事件については約5か月間、第2事件については約4か月もの間、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを主張することもなかった（なお、原告らの弁護人は、公判前整理手続において、予定主張記載書面を合計6通提出しているところ（甲7

9ないし甲84)、予定主張記載書面においては、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所である旨の主張はされていなかった。)。

これらの事情からも、本件各噴霧乾燥器を製造し、その構造を最も把握している原告大川原らですら、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを認識していなかったことは明らかであるから、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを[ ]検事において容易に認識できたとは認められないことが裏付けられている。

(イ) 以上のとおり、本件各勾留請求時や本件各起訴時において、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを[ ]検事が容易に認識し得たといえないとることは明らかである。

4 「原告会社関係者が、警視庁公安部の取調べにおいて、測定口が温度の上がりづらい箇所であることを供述していたことについて、警視庁公安部は認識し又は容易に認識し得たこと」(原告第1準備書面32ないし36ページ)との主張について

相被告東京都の主張に対する原告らの反論であるため、被告国において反論の要を認めない(なお、原告らがいう亡相鳴、[ ]ら原告会社社員らの供述は、被告国準備書面(1)24ページ、被告国準備書面(2)44ページで述べたとおり、本件各勾留請求及び本件各起訴の判断材料となっていないものである。)。

5 「仮に[ ]検事に対し、本件各起訴前の時点で、乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを指摘した者がいなかったとしても、かかる事実をもって、[ ]検事において乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所と認識できなかつたことが正当化されないこと」(原告第1準備書面36ないし38ページ)との原告らの主張について

(イ) 原告らの主張の概要

原告らは、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所特定のため、[ ] 検事が、原告会社従業員の取調べを行い、かつ、警視庁公安部に対して検査内容を質すことが当然要求されていた旨主張する（原告第1準備書面36ないし38ページ）。

#### (2) 被告団の反論

ア 原告らは、「原告会社関係者に対して本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所についての取調べ」を行わなかった旨主張するが（原告第1準備書面36ページ）、そもそも原告らが要求している取調べが具体的にどのような内容の取調べを指すのか不明であるし、原告らの主張する「警視庁公安部に対して検査内容を質す」旨の主張（原告第1準備書面38ページ）についても、どのような事項を、どのように質すことを指しているのかが不明である。

イ この点をおくとしても、前記3(2)ウ(ア)で述べたとおり、[ ] 検事は、[ ] 技術営業部本部長からの聴取結果や本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた噴霧乾燥器内部における最低温箇所の特定実験の結果等を踏まえて、最低温箇所を特定したのであって、その特定経過に不合理な点は見当たらない上、検事による原告会社エンジニアリング部の部責及び部責代理らの取調べが行われており、これらの者が、原告会社では30年くらい、噴霧乾燥器の機械内部の温度を計測したり、実験したことではないことや、原告会社の噴霧乾燥器が機器内部に高温の空気を送り込むことができるので、これにより熱に弱い菌を殺すことができるところから、「殺菌」に該当するのではないかと心配していたこと等を供述していたこと（丙20ないし22）からすれば、[ ] 検事において、最低温箇所の特定に関し、通常要求される検査を遂行したといえる。

ウ 原告らは、原告会社関係者のうち亡相嶋、[ ] らが、警視庁公

安部警察官に対し、乾燥室測定口が温度が上がりづらい箇所であること具体的に指摘していたことをもって、[検事]検事が原告会社関係者に対して、本件各噴霧乾燥器内部の最低温箇所について取調べをしていれば乾燥室測定口が温度の上がりにくい箇所であるとの指摘があったことは明らかであるなどと主張する（原告第1準備書面37ページ）。

この点、そもそも、原告らが指摘する亡相嶋らの供述は、令和4年2月9日付け相被告東京都準備書面(1)23ページによれば、本件各噴霧乾燥器の温度が上がりにくい箇所として、「測定口」との文言を用いていなかったというのであるから、原告らの前記主張は、この点だけ見ても理由がない。原告らは、この点につき、前記[検事]らが令和3年9月3日に作成した報告書等（甲23ないし甲27）を前記主張の根拠とするようであるが、このうち、各報告書（甲23ないし甲26）は、当該取調べから約3年8か月も経過した後、本件訴訟の提起直前に作成されたものであって、その記載内容は到底信用できるものではないし、亡相嶋が作成したメール（甲27）にはそもそも「測定口」との文言自体記載されていないから、原告らの前記主張の根拠となり得るものではない（なお、念のため付言するに、被告国準備書面(1)24ページで認否したところ、[検事]検事は、原告らが指摘する亡相嶋らの供述内容を把握していないかった。）。

したがって、原告らの前記主張はその前提を欠くものであり、理由がない。

この点をおくとしても、原告らの前記主張は、原告会社従業員らにおいて、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづらいことを認識していたことを前提とする主張と解されるところ、仮に、原告会社従業員らにおいて、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度が上がりづら

いことを認識していたのであれば、現に検察官の取調べを受けた者が、原告らの嫌疑を晴らすため、その点を指摘してしかるべきところ、前記3(2)ウ(ア)で述べたとおり、原告会社のエンジニアリング部の部員及び部員代理を務める者らでさえ、その旨指摘しないどころか、むしろ、原告会社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する可能性があると思った旨、原告らに不利な供述をするなどしていた（丙20ないし22）。

かかる事情を踏まえれば、原告会社関係者は、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であることを認識していなかつたと認められ、たとえ、検事が、原告らが挙げる原告会社関係者に対し、原告らが主張するような取調べを実施したとしても、原告会社関係者らにおいて、乾燥室測定口が温度の上がりづらい箇所であるとの指摘をしたとは到底いえない。

したがって、原告らの前記主張は理由がない。

## 第5 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことに関する原告らの主張に理由がないこと

### 1 「(1) 総論」（原告第1準備書面40及び41ページ）における原告らの主張について

#### (1) 原告らの主張の概要

原告らは、本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性を判断するに当たり、粉体化されていない細菌を用いた耐熱性実験（殺菌実験）のみでは足りず、粉体化された細菌を用いた耐熱性実験（殺菌実験）まで実施し、粉体として噴霧乾燥器内部に付着、堆積している状態にある細菌が死滅するかどうかまで確認する必要があったとした上で、同実験で用いることが想定される大腸菌については、インターネット等を通じて購入可能であり、粉体化された大腸

菌を用いた実験を実施することは非常に容易なことであったことから、本件においては、乾熱滅菌器による耐熱性実験（殺菌実験）では足りず、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた耐熱性実験（殺菌実験）を行う必要があつた旨主張する（原告第1準備書面40及び41ページ）。

## （2）被告国の反論

ア 原告らの前記主張は、要するに、[ ] 檢事によって適切な捜査がなされなかつたことにより、本件各勾留請求及び本件各起訴が国賠法上違法となるという主張であると解されるが、これは、本件においては、結局、単に様々なものが考えられる捜査手法の中で行うべき捜査手法の適否をいうにすぎず、理由がない。

すなわち、被告国準備書面(2)16ないし26ページで述べたとおり、検察官による公訴提起に違法があるというためには、その公訴提起時に於いて検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料を総合勘案し、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の証拠評価及び法的判断が、法の予定する一般的な検察官を前提として、通常考えられる検察官の個人差による判断の幅を考慮に入れても、なおかつ行き過ぎで、論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない程度に違している場合に、初めて国賠法上違法と判断されると解すべきであり、検察官による勾留請求の判断に違法があるというためには、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がなく、又は被疑者について勾留の必要性がなかったにもかかわらず、検察官として事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠り又は収集された証拠についての判断・評価を著しく誤るなどの合理性を欠く重大な過誤により、これを看過して勾留請求がなされた場合であることを要すると解するのが相当である（東京地裁平成2年6月12日判決・判例時報1362号80ページ参

照)。

そして、勾留請求や公訴提起の判断に至るまでの検察官による犯罪捜査の手法としては様々なものが考えられ、検察官がその捜査手法の中でどのような捜査手法を実施するか、その実施時期や順序等については、客観的かつ一義的に定まるものではなく、検察官の合理的な裁量に委ねられており、そのような検察官の合理的裁量を前提として公訴提起等の違法性の判断がされるべきであるから、検察官が現に行った捜査手法により収集した証拠資料及び通常要求される捜査の遂行により収集し得た証拠資料を総合勘案して検察官の証拠評価及び法的判断が「論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない場合に達している」と評価される場合や、検察官が「事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠った」などと評価される場合は、極めて限られるといわざるを得ない。

この点、原告らの前記主張は、結局、様々なものが考えられる捜査手法の中で検察官が取るべき捜査手法の適否をいうにすぎないものであり、検察官の合理的な裁量を前提として、検察官が現に行った捜査手法により収集した証拠資料及び通常要求される捜査の遂行により収集し得る証拠資料を総合勘案して検察官の証拠評価及び法的判断が「論理則、経験則に照らして到底その合理性を肯定することができない場合に達している」と評価される事実や、検察官が「事案の性質上当然すべき捜査を著しく怠った」などと評価される事実を主張するものではないし、また、そのような事実をうかがわせる事情も認められない。

したがって、この点だけ見ても、原告らの前記主張は理由がない。

イ この点をおくとしても、被告国準備書面(2)31ないし33ページで述べたとおり、[ ] 検事は、本件各噴霧乾燥器が輸出済みであり、本件各噴霧乾燥器そのものを用いた実験等を行うことができなかったことから、噴霧

乾燥器を取り扱う業者の協力の下、本件各噴霧乾燥器の同型器を使用した実験をするほかなく、かつ、同業者が日常的に使用している噴霧乾燥器に貨物等省令2条の2第1項各号に規定された細菌等の微生物を入れて殺菌実験等を行うこととすると、仮に、実験の結果、噴霧乾燥器内に細菌等の微生物が残留していた場合、実験終了後にこれを完全に除去して実験実施前の安全性を完全に回復することが極めて困難であったことから、その代替策として、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いて内部の最低温箇所を特定するためなどの温度計測実験及び乾熱滅菌機による大腸菌等の殺菌実験（耐熱性実験）を行うこととしたものである。

原告らは、大腸菌入手することの容易性や、捜査機関において、本件各噴霧乾燥器の同型器を用いた実験を原告大川原らを第1事件（外為法違反）で逮捕する以前から実施していたことから、「粉体化された大腸菌を用いた実験を実施することは非常に容易なことであった」（原告第1準備書面41ページ）と主張しているが、かかる主張は、大腸菌を噴霧乾燥器に入れた上で行う実験の前記の困難性を無視するものであるから、理由がないことが明らかである。

なお、付言するに、[ ] 検事は、[ ]

[ ] 理事長ら有識者からの聴取（丙4・添付資料13）により、例えば、貨物等省令2条の2第1項2号に挙げられたペスト菌は、噴霧乾燥器が発する高温の熱風によって一瞬で粉末化することができるため、噴霧乾燥器で生きたまま粉体状態にすることができるし、噴霧乾燥器が発する100度以上の熱風であれば殺菌することができること、噴霧乾燥器による粉体化の過程においてスケーリング（噴霧ノズルや乾燥室内部に付着した粉末が塊になること）という現象が起こるとしても、装置内部に100度以上の熱風を行き渡らせることで、塊となっていたペスト菌粉

末も最終的には焦げて灰になるため殺菌することができるほか、粉体化した後でも噴霧乾燥器が発する熱風による乾燥殺菌ができるとを把握し、かつ、所管行政庁である経済産業省も、かかる代替策に関する検査資料が添付された、本件各噴霧乾燥器の貨物等省令3要件該当性に関する警視庁公安部外事第一課長からの照会（丙2及び丙8）に対し、「照会のあった貨物は、同照会における添付資料の内容を前提とすれば当該輸出時点においては、（中略。引用者注：貨物等省令3要件に）該当すると思われる。」と回答したこと（丙3及び丙9）も踏まえ、粉体化された細菌等を用いない方法であっても、本件要件ハ該当性を判断するに足りると考えたものであって、この点からも、かかる代替策を用いることに不合理な点がないことが裏付けられているといえる。

2 「(2) 被告らが主張する大学教授その他の有識者からの聴取は、いずれも、  
粉体化された殺菌を用いた実験を実施しなかったことの合理性を担保する特段  
の事情には該当しないこと」(原告第1準備書面41ないし44ページ)にお  
ける原告らの主張について

### (1) 原告らの主張の概要

原告らは、① [ ] 教授、[ ] 准教授、[ ] らが粉体に関する学術分野の専門家や法人ではなく、粉体化した細菌の耐熱性に関して特別な知見を有するものではないから、これらの者の供述は意見ないし憶測の域を超えるものではなかつたなどと主張するほか、②噴霧乾燥器ユーザーである[ ] 株式会社等の関係者からの聴取内容はいずれも意見ないし憶測の域を超えるものではなく、粉体化した細菌の耐熱性について各ユーザーが特別な知見を有するとも認められないなどと主張する（原告第1準備書面41ないし44ページ）。

## (2) 被告国の反論

原告らの前記各主張は、各有識者の粉体の検査は「必要がないと思う」、「洗浄せずに熱風のみあてれば・・・菌を殺すことができるのではないか」(注：下線は被告国が付した。)などの見解の言葉尻を捉えて、意見ないし憶測の域を超えるものではないなどと論難するにすぎない。

また、原告らは、[■]教授、[■]准教授、[■]

[■]研究会らが「粉体に関する学術分野」の専門家・法人ではないなどという抽象的な評価をした上で、「粉体化した細菌の耐熱性に関して特別な知見を有する」とは認められないなどと主張するが（原告第1準備書面41、42及び44ページ）、[■]教授は、当時、[■]長の職にあり（丙4・添付資料11）、[■]准教授は、[■]（理学博士）の職にあり（丙4・添付資料12）、[■]は、厚生労働省が所管する研究機関の研究者らによって、予防医学の基礎研究と応用研究との連携等を柱に設立された団体であって、当時は、予防医学と病原体等の安全管理・運営に係るバイオセーフティ技術等に関する活動を行っていたのであり（丙4・添付資料13）、その聴取内容や実験内容の具体性・合理性からしても、本件のような細菌の殺菌等にかかる実験についての専門性を有していることは明らかであるため、[■]教授らが特別な知見を有していない旨の指摘は当たらない。

そして、[■]検事は、本件各起訴に当たって、[■]教授、[■]准教授及び[■]研究会理事長らからの聴取結果の合理性を検討し、これら専門的知識を有する者の供述内容が相互に一致していることや、前記1(2)イで述べたとおり、経済産業省の回答内容や、噴霧乾燥器に貨物等省令2条の2第1項各号に規定された細菌等の微生物を入れて殺菌実験等を行うことが困難であるという事情も考慮し、噴霧乾燥器

によって粉体化された細菌を用いた実験を行わずに本件各起訴に至ったのであり、その判断過程に不合理な点はない。

3 「(3) 原告大川原はじめ複数の有識者の聴取内容から、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施する必要性があることについては認識し又は容易に認識し得たこと」(原告第1準備書面44ないし47ページ)における原告らの主張について

相被告東京都の主張に対する原告らの反論であるため、被告国において反論の要を認めない(なお、前記2(1)及び(2)のとおり、[ ] 検事は、噴霧乾燥器によって粉体化された細菌を用いた実験を行う必要性を検討しなかったのではなく、これを検討した上で、専門的知識を有する者からの聴取内容や代替策となる実験の結果等を吟味し、噴霧乾燥器によって粉体化された細菌を用いた実験を行うことが困難であることも考慮した結果、同実験を行わずに本件各起訴を行ったものであり、その判断過程に不合理な点はない。)。

## 第6 結語

以上のとおりであるから、原告らの主張はいずれも理由がないことが明らかであり、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

以上